

女性問題と人口問題 ——女性学的観点から——

江原由美子

I 導入——出生率低下問題と女性問題——

1990年6月に、厚生省の人口動態統計で1989年の合計特殊出生率が1.57人になったと発表されると、少なくとも女性問題に関心をもってきた者は、「少子化を憂慮する声と同時に、『産めよ増やせよ』のキャンペーンが、あちこちでおこなわれ」¹⁾ ていると受け止められるような事態が生じた。いわゆる、1.57(人)ショックである。このような事態に対する、女性運動側の反応は素早かった。同年10月には、シンポジウム「出生率低下——女たちは発言する」が、「女人権と性」実行委員会によって開催され、「『産めよ増やせよ』というキャンペーンは、女性の人権を侵害する」等、そうしたキャンペーンに反対する立場を明白にするとともに、女性が産みたくとも産めない社会を是正することが先決であるという主張がなされた。その他の女性問題に関心をもってきた女性たちも、「出生率低下報道に対し……一般にクールな反応」²⁾ を示し、「出生率低下を問題にしているのは誰なのか?」「本当に出生率低下は問題なのか?」等、根本的な批判も行われた。

このような1.57ショックをめぐる論の流れは、女性問題と人口問題の関連性を考えるうえで、大変興味深い出来事である。この2つの問題は、異なる問題でありながら、戦前から、しばしば興味深い関連性をもって議論されてきた。その2つは、重なり合うこともあり激しく対立することもあった。いったい、その2つの議論が重なり合うことがあるとすればそれはどうしてなのか、それらの

議論が対立するとすればそれはなぜなのか? 女性問題と人口問題は、なぜ関連してしまうのか? 現在の人口問題の問題設定のどこが、女性運動から批判を受けているのか? 女性問題と人口問題の関連性を考えるとは、このような問いに答えることを意味する。女性問題と人口問題については、戦前より女性運動においてさまざまな議論が行われている。今回の1.57ショックをめぐっても、またその議論がなされている。これらの議論を追うこととは、女性問題と人口問題という先の問いを考えるうえで、重要なヒントを与えてくれると思われる。

以下においては、まず日本における戦前から戦後にかけての女性運動側の人口問題の把握のしかたを概観し、女性問題と人口問題が、女性運動にとって、どのように重なり合い、どのように対立するものとしてとらえられてきたかを追ってみることにしよう。次に、今回の1.57ショックにおける議論が、従来の議論とどのように重なりどのように異なるのかを考察することにしよう。最後に、それらの考察から現在の人口問題の問題設定のどこが女性運動からの批判を受けているのかを考えてみたい。

II 堕胎論争から優生保護法「改正」問題まで ——日本の女性運動における人口問題の とらえかたの変遷——

戦前、女性運動側が人口問題に言及する場合のイシューは、きまって「人工妊娠中絶の是非」であった。それは、明治政府の「堕胎禁止令」(1869

年)と、墮胎罪制定(1880年)が、「富国強兵」という人口増加政策の一環としてなされていた状況のもとでは、必然的な事態であったということもできるだろう。戦後においてもその事態は変わらない。むろん、国の人口政策は戦後直後に、増加政策から抑制政策へと転換したけれども、その転換は、優生保護法の制定によってなされたのであり、その後も人口停滞や人口減少の危機が問題化されるとき、きまって優生保護法の「改正」が問題にされたのである。このような状況においては、女性運動にとって、人口問題とは、そのまま自らの身体と生活を管理する優生保護法の制定や「改正」の是非という問題であった。「出生率低下による労働力の枯渇を憂慮する政府は、優生保護法の改悪をたびたびもくろんできた。女性たちの反対によって改悪は阻止されてきたが、もし改悪が実現すれば、墮胎罪は再び女性たちを脅かす危険性をはらんでいる」³⁾。人口問題すなわち中絶問題という女性運動側のこのような反応は、戦前から戦後にかけての人口政策をふりかえる限り⁴⁾、けっして「固定観念にこりかたまった」反応ということはできない。

けれども、同じイシューをめぐって展開しているとはいえ、女性運動の側の人口問題への言及のしかたには、かなり大きな変化がある。非常に簡単にいえば、戦前においては、人口問題という問題の立てかたそのものが議論になるというよりも、国の人口増加政策が批判の対象になっていたのであり、人口抑制を主張するような人口問題の把握のしかたは、むしろ女性解放論の正当性根拠として利用される側面もあったといえる。けれども、戦後人口政策が抑制策、増加策と転換を示すようになると、人口政策によって女性の身体がふりまわされること自体否定的に評価されるようになる。ここから、人口問題の問題の立てかた自体が批判の対象になるようになっていったのである。

まず、戦前から追ってみるとことにしてしまう。1915年6月『青鞆』誌上に原田犀月が発表した「獄中の女より男へ」という小説がきっかけとなって、「墮胎」の是非をめぐる論争がまきおこる⁵⁾。いわゆる「墮胎論争」である。この論争は、1918年か

ら19年にかけての日本女性解放論上もっとも有名な論争である「母性保護論争」の、前奏曲であったともいわれている。原田の小説は、「受胎したというだけではまだ生命も人格もない」と、女性が自らの意思において行う墮胎がなぜ罪なのかを根本的に問うたものであり、「親は親として満足できなければ親にならない外、外に道がない」と、親になることを個人の選択としてとらえるものであった。この原田の小説に対しては、伊藤野枝と山田わかが、「自分たちの都合の為にその『いのち』を殺すと云ふことは如何に多くの口実があらうともあまりに、自然を侮辱したものではないでせうか」⁶⁾(伊藤)、「今日の處では、私達は社会によって育てられ、又社会のために働くねばならない(……)。つまり、自分一人を守って社会を無視して居たのでは、人間が生きて居る目的なる幸福を得ることは、とうてい出来ません。(……)こう考えて、私は墮胎も避妊も等しく大きな罪悪だと申します。個人の幸福、並びに国家の栄えを破壊する大きな不徳です」⁷⁾(山田)等の、反論を寄せている。この2人の原田への批判の方向は、重なる部分もあるものの、以下の点において異なっている。第1に、墮胎と避妊の関係についての認識において。山田の態度は明確に墮胎も避妊も同じ罪悪として否定するものであるが、伊藤は墮胎についてのみ否定的であり、避妊については言及していない。平塚らいてうによれば、伊藤は避妊については肯定的な態度をもっていたらしい⁸⁾。第2に、墮胎を否定する論拠の相違。伊藤は、墮胎を「自然を侮辱するもの」として否定し、山田は、社会や国家の「栄え」を無視しては個人の幸福も得られないという論拠から、墮胎を否定する。伊藤の「自然を侮辱するもの」という論拠に対しては、平塚が、墮胎のみではなく避妊についても当然、許しがたい罪悪と規定してしまうという批判を寄せている。他方山田の論のなかには、墮胎は、社会や国家の「栄え」を奪うものという、暗黙の前提が含まれている。この前提は、「富国強兵」策のなかで当然の前提とされていた、人口=國力という発想であったと思われる。

原田の小説に端を発する「墮胎論争」は、翌

1916年に引き継がれる。そこにおいては、マルサス人口論を前提として、「生活資料が小児の出生率に比較して少ない場合には当然の結果として（……）貧困と罪悪が生じる」という論が提起され、人口問題に言及されることが、より多くなってくる⁹⁾。与謝野晶子は、「不用意に多くの子どもを産んでしまう」ことが、「教育に就いての親の理想」を実現することを不可能にしていると論じ、親の責任としての「産児制限」を説いた。平塚らいてうは、この与謝野の議論を受けながら、「生殖の事業がいかに無思慮と不用意のなかに行われているか」を嘆息し、それが「児童がその本性を無限に成長発達せしめようとする天賦の権利を侵害」しており、ひいては「自分の子孫に対し、また種族の将来に対する深大なる（……）罪悪」をなしているのにそのことをほとんど考慮する人がいないことを問題としている。そして、ヨーロッパ諸国において「文明の進歩とともに次第に出産率減少の徴を示している」のに、「我国においては、その徴を見ず、児童死亡率の是等の諸文明国に比して遙かに高い」¹⁰⁾ことを問題にしている。これらの論においては、「子どもの教育」(与謝野)、「児童の成長発達」(平塚)のためにこそ、産児制限が必要であると主張されており、いずれも「欧洲文明国」においては産児制限が国民の健康や体格の増大にとって有効であったことをひきあいに出しながら、人口=国力という前提そのものを、問題視する姿勢に立っている。「種族の将来」(平塚)にとってはむしろ産児制限こそ、必要なのではないかと提起されているのである。この平塚の主張には、当時かなり影響力をもっていた「優生思想」の影響をみることができる。しかし、この両者には差異もあった。もっとも大きな差異は、与謝野の論が明確に産児制限の肯定論であるのに対し、平塚はその必要性を認めながらも、与謝野を「歐米的新婦人界」の「生殖蔑視」の思想に染まっていると批判するなど、産児制限肯定に踏みきれておらず揺れている点にあるといってよいだろう(平塚はその翌年には、「今日の私は歐米に於ける彼等と共に只々それ(産児制限)を是認し、奨励し、賛美する気には容易になれなくなりまし

た」¹¹⁾と、むしろ前言を撤回する論を発表している)。この平塚の揺れかたは、個人生活においては、生殖を前提としてのみ性的行為は道徳的になりうる、という倫理観をもっているゆえに産児制限を不道徳と感じてしまうのに、「種族」という観点からはその必要性を認めていることの矛盾から生じているように思われる。そして、この両者の差異は、1918年から19年にかけての「母性保護論争」において、「人としての平等を自覚することが妻母となることより急務」と女性の職業的自立を主張する与謝野と、「女は社会的労働に参加することによって独立するのではなく、母たることによって社会的になる」と主張する平塚の、いわゆる「女権対母権」論争に発展するのである。「堕胎論争」が「母性保護論争」の前奏曲であるといわれるのは、それゆえである。しかし、このような差異があるものの、戦前の代表的女性解放論者である与謝野と平塚が、両者とも人口抑制論をむしろ肯定的に引用して、自説の論拠として使用していることに注意するべきであろう。

「母性保護論争」の後においては、山川菊栄が産児制限に関する論考を精力的に発表している。山川は、新マルサス主義に基づいて行われた「妊娠の制限」が、すでに「諸文明国」において約50年以上の歴史をもち、オランダにおいては避妊法は「国家公認の制度」であること、またそれらの制度は婦人の健康の増進や国民の体格などに良い影響を与えていることを紹介する。けれども、社会問題の原因を人口過剰に求め、「生産物の分配が宜しきを得ないが為めに一部社会に於ける貧困を除去することができない」ことに求めない新マルサス主義は、社会問題の原因の認識において誤っていると、社会主义の観点から批判する。その上で、産児制限の論拠は新マルサス主義以外にないかどうか検討し、サンガード婦人の「多産を以て婦人屈従の根本原因」とする論を紹介する。そして「産児の制限を単に経済上の必要から見る時、それは社会主义の実現とともに消滅すべき運命を担うて居ると見るが至当である。然し多産が婦人の精力を消耗し、その活動と発達とを妨げ、心身共に早老を来すべきことは、社会主义の社会と資

本主義の社会たるとに依て、絶大の相違を見ることはあるまい」と、女性解放という観点から、産児制限は社会主義においても必要であると結論する。そして、「濫産濫死は恥づべく恐るべき国民的罪禍である」と主張する¹²⁾。山川は、この年から翌年にかけて計5本もの、産児制限に関する論考を発表している。

1922年にはサンガー婦人が来日し、産児制限をめぐる議論はひとつの頂点を迎えた。このとき、日本における産児制限運動の先駆者として著名な石本静枝（後の加藤シズエ）は、これまでの他の女性解放論者の誰よりも明快に、産児制限＝女性解放という図式を提起し、これ以降の産児制限運動のリーダーとなっていく。石本は、「目下最高潮に達している婦人解放問題の最後の鍵を握っている言葉は、新マルサス主義、即ち産児制限であると私は信じます」という。「産児制限の結果は婦人の向上を促し、強健なる子孫を作つて、人類の生活を幸福ならしめるにあるといふことができ」、「婦人解放」を「単なる享楽主義ではなく個人本能より社会本能もしくは人類意思にまで進める」ことができるからである。それこそ、婦人解放の「眞の意義」であると石本は主張する。そして日本は国土が狭く、開拓されない土地はほとんどないので、戦争をして人口を減らすか、他国に移民に送り出すか、外米の輸入か、「自發的の人口調節」か、そのいずれかしか道はないのであり、もっとも有効なのは産児制限であると論じる¹³⁾。この論は、戦後直後石本（そのときは加藤）らの提案の優生保護法案が衆議院に提出され（その年は審議未了に終わった）、その翌年に戦前には非常に困難であった優生保護法があっさり成立していくことを考え合わせると、とても興味深い。石本のいったごとく、戦争も、満州への移民も、困難になった戦後になってはじめて、日本は産児制限を国策として採用することになるのである。

山川と石本の論は、新マルサス主義への態度の相違を別とすれば、産児制限を女性の多産の害という論拠から女性解放論に結び付けたという点において、共通している。むろん、この方向は、与

謝野と平塚の論においても、ある程度示されていた。けれども、与謝野の強調点はむしろ多産が親としての（教育などの）責任を果たせないという点におかれていったし、平塚の強調点も多産のもたらす「種族の将来」への悪影響におかれていった。与謝野も平塚も、むしろ多産が子どもに及ぼす悪影響について強調したのであり、女性の身体や生活に及ぼす悪影響に関しては、それほど強調したわけではなかった。それに対し、山川と石本は、むしろその点を強調することで、産児制限＝女性解放という図式を確立したのである。また、それは石本においては明示的に、山川においては暗黙に示されているように、人口問題と女性問題の予定調和的一致に関する図式、すなわち、人口抑制＝産児制限＝女性の多産の防止＝女性の心身と生活の向上＝女性の解放という図式を確立することでもあった。人口問題と女性問題を関連づけるこの図式は、この時期に確立したといってよいだろう。この図式においては、人口問題（人口抑制論）と女性解放論は、予定調和的に一致する方向をもつものとして、把握されていたのである。

このような論議の後、1931年には日本においても「堕胎法改正期成会」が生まれた。1932年には、この会に市川房枝、平塚らいでうらも参加し、「堕胎法改正期成同盟」が結成され、1934年には石本静枝の提案による「産児制限公認と堕胎法改正の決議」が婦選大会に提出された。けれども戦争の激化に伴い、この運動は消滅してしまう。1940年には、ナチスの断種法をまねた国民優生法が制定され、「優生学的理由によらない一般の避妊手術や妊娠中絶はいっそう厳重に取り締まられることにな」った。そして、1940年には、厚生省による優良多子家庭の表彰、42年には「人口政策確立要綱」の発表と、人口増加に向けての出産奨励策が打ち出される。多産の抑制こそ女性解放の方向であるとして産児制限を目指していた者には、まったく反対の政策がとられる時期が続いた¹⁴⁾。

戦後は、この状況は逆転する。戦後の優生保護法の成立の背景には、むろん人口の急増という「国家非常事態」があった。この48年の優生保護法は、その後も急増する人口に対処するため、49

年には「経済的理由」の追加、52年には審議制度の廃止など、矢継ぎ早に手直しが行われる。この結果、女性たちは、「中絶と避妊手術の事実上の自由化」¹⁵⁾を手に入れたのである。けれども、この人口政策の180度の転換と、刑法の墮胎罪を残したまま、戦中に成立した国民優生法の精神をひきずりつつ「不良な子孫の出生を防止する」ことを主な目的とした優生保護法の制定により人口抑制を実現しようとしたことは、その後の女性運動に、人口問題（という問い合わせた）への強い不信感を与えることとなる。

この不信感は、1972年と1982年の2回生じた「優生保護法改正」問題をきっかけとして、女性運動から噴出した。1972年には、政府提案により「優生保護法の一部改正案」が国会に提出される。この法案の提出の背景には、明白に人口問題が存在した。高度成長期をむかえ、日本の産業界は、過剰人口よりも若年労働力不足に悩むようになっていた。70年3月の参議院予算委員会において労働力不足について質問があったとき、野原労働大臣は、「優生保護法なり、人口問題につきましては、真剣に考えていく必要があろう」と答弁し、4月には、鹿島自民党副幹事長が「胎児の生命尊重、性道徳の回復、労働力政策、人口問題の観点から、現行優生保護法を再検討する必要がある」という意見を述べたという¹⁶⁾。このように、72年から74年にかけての「優生保護法改正案」は、生長の家という宗教団体に所属する議員らによる「生命尊重」論を全面に出す形で提案されたものの、その背景にあったのは、出生率低下による労働力不足を憂慮する経済界の意見であったことは明白であった。改正案は、1949年に追加された「経済的理由」を削除し、「胎児に重大な障害のおそれがある場合」(胎児条項)を加えようとするものであったが、当時ようやく日本においても台頭しあげていたウーマンリブ運動や、障害者団体からの激しい反対にあい、成立しないで終わった¹⁷⁾。1982年にも、同様の「改正」問題が浮上する。その特徴は、「胎児=人間論に立ち、人口政策や労働力問題、優生思想にはまったく触れず、もっぱら生命尊重論だけで経済条項削除の法改正

を求める」¹⁸⁾ところにあったという。しかし、日本における出生率の急速な低下が生じたのは、第1回の「改正」問題の浮上以後、すなわち1975年以降であったことを考えると¹⁹⁾、その背景に人口問題がなかったとは考えにくい。第2回における「改正」問題の論議の特徴は、第1回のときの反省と世論の動向に留意したために生じたといってよいのではなかろうか。しかしこのような「改正」運動側の配慮にもかかわらず、2回目の「改正」問題は、1回目よりもより幅広い女性たちの反対運動の展開のなかで、「改正案」を国会に提出することすらできないままに終わったのである。

では、出生率低下と労働力不足を理由とした「優生保護法改正案」に反対した女性運動は、その過程のなかで人口問題をどのようにとらえかえていったのだろうか？ 青木やよひは、「これまで専門家によって書かれた人口論というのはたくさんございますが、それらに共通しているのは、産む主体である人間の側からの視点がまったく欠落していたということではないかと思います。日本に限ってみましても、戦前の『富国強兵』政策に合せた『産めよ殖やせよ』的なイデオロギーは戦後影をひそめたようにみえますけれども、けっきょくは『富國』の言いかえに過ぎない経済発展のための人口問題しか論じられてこなかったというのが戦後30年の実情であったように思います。ですから、人間といつてもそれは労働力としての人間で、やれ経済機構がこうなるからとか、若年労働力をどう確保するかとか、そういう発想でしか扱われてこなかった。ましてや、産む性そのものである女性の問題など眼中になかったわけです」²⁰⁾と、人口問題への違和感を表明している。この青木の違和感の表明の背景には、1970年代前半における「優生保護法改正問題」が実のところ「下降線をたどるわが国の出生率が国力の低下につながる」という（……）一部国会議員たちの政治的意図²¹⁾から行われたこと、しかもそれが「『生命尊重』を口実にして」あたかも女性の人工妊娠中絶を倫理的に非難する形式をとってなされたことに対する、憤りがあったことは疑いえない。先に挙げた労働相や自民党副幹事長の言葉に

明らかなどとく、70年代においては人口問題とは即「人工妊娠中絶」の問題、すなわち優生保護法の問題であったのであり、人口増加政策とは即「妊娠の継続を望まぬ女性に人工中絶を禁じ」のことであったのである。しかもその議論は、「家族計画普及事業は、優生保護法と相携えて、日本民族の生命線に大きな打撃を与えてきた傷害共犯」とか、このままでは「約400年後には、日本民族は世界の片隅に僅かに余端を保つアイヌ的存在になるか、中国や東南アジアから移住してきた繁殖力の旺盛な諸民族に吸収合併されて地上から姿を消していることになろう」といった、公然の「人口ナショナリズム」とともに語られていたのだ²²⁾。このような議論のなかでは、人工妊娠中絶を行うか否か、女性が子どもを産むか否かは、「リプロタクティブ・ライト」すなわち女性の自己決定権の問題ではないかと考慮することすら、なされなかったのである²³⁾。だからこそ青木は、優生保護法改正運動を、「女性の人権に対する重大な侵犯」であると位置づけざるをえなかったのだ。

「リプロダクティブ・フリーダム」すなわち「生命再生産の自由」を、個人（両親あるいは女性の）権利として確立しようとする思想は、日本ではどの時代において明確になったのだろうか？ その萌芽は、サンガー婦人の来日の頃、石本が提起した「自主的母性」という概念にあるといわれる（その言葉はもともとはサンガー婦人の言葉らしい）²⁴⁾。けれども、先に見たようにこの思想は、人口抑制こそ貧困の解消と女性解放を同時にもたらす唯一の政策であり、女性解放は人口抑制により人類の幸福をもたらすことこそ「眞の意義」があるという主張と、重なり合いつつ提起されていたのである。もちろん、そのような正当化は、単にひとつの便法であったのかもしれない。けれども、便法としてでもそのような正当化を必要とした時代に、この思想が広範に受け入れられるわけはなかった。その意味で、「リプロダクティブ・フリーダム」の思想が女性運動一般に受け入れられたのは、やはり戦後、しかも優生保護法改正問題を経た1970年代半ばのことであるといつていいだろう。たとえば、「ぐるーぶ闘うおんな」の優

生保護法改正反対運動のスローガンは、「産む産まないは女が決める」であり、ここには明白に、「リプロダクティブ・フリーダム」の思想が見いだせるといえるだろう。

この「リプロダクティブ・フリーダム」の思想が女性運動に一般化した70年代半ば以降において、戦前に確立した産児制限＝女性解放という図式における人口問題と女性問題の関連性とは異なる、両者のかかわりかたが確立したといいう。もちろん、戦前においても産児制限とは出産調節であり産まないことではないということは強調されていた。けれども、国家や民族の運命こそすべてに優先する言論風土のもとでは、人口抑制が国民の資質の向上をもたらすということを強調せざるをえなかったのであり、そのとき産児制限とは多産の防止により民族に良い子孫を残すこととイコールとして把握されたのである。この論は戦争中の人口増加政策のもとでは危険思想として弾圧された。けれども戦後状況が一変すると、たちどころに国家の人口政策となり、優生保護法の制定となったのである。しかし、そこにおいては、「人口ナショナリズム」「人口国力主義」「優生思想」などは批判されることなく残存し、単に「非常事態」に対処するためにのみ、「事実上の中絶の自由化」がもたらされたにすぎなかった。70年代前半におけるあからさまなこれらの論の噴出は、人口問題をめぐる議論がいかに戦前と連続的な問題設定のうえになってきたかを示している。この問題設定を女性運動側において大きく転換させたのは、優生保護法改正問題であり、そのなかでしだいに広範に受け入れられるようになってきた「リプロダクティブ・フリーダム」の思想であった。ここにおいて、人口問題と女性問題は、戦前とは異なる関連性（むしろ対立性）をもつようになる。たとえば青木は、「『女の産む・産まない』の決定にはいかなる人口政策も介入させてはいけないんですね。たとえそれが、中絶に市民権を与えるためであったり、出産の社会保障のような形で女に利益をもたらすように見えても、最後のところでは女の自己決定権が尊重されないとすごく危険になりますよね」²⁵⁾と述べる。ここには、人口抑

制論であれ、人口増加論であれ、経済的観点から適正人口を考える人口問題という問題の立てかたと、女性が要求するべきこととは、異なるのだという認識が明白に見いだせる。たとえ、人口問題に基づいてなされるそれぞれの時期の人口政策が、たまたま女性の利益と一致しているように見えたとしても、それは女性問題の観点から要求されるべき「女性の自己決定権」とは異なること、「女性の自己決定権」は、そのときどきの人口政策によってふりまわされるものではなく、基本的権利という規範の問題として（「人権」として）認識されるべきものであることが、示されているといってよいのではなかろうか。このような青木の言葉に示されているように、70年代半ば以降、日本の女性運動は、人口問題そのものを女性問題とは対立するものとして把握するようになった。戦前に確立した産児制限＝女性解放という、人口抑制論と女性解放論を重ね合わせる図式から、70年代には、「リプロダクティブ・フリーダム」＝女性解放という、人口問題から女性解放を切り離す図式のほうに、大きく転換したのである。

以上、日本の女性運動において人口問題がどのように把握されてきたか、その変遷を概略してきた。以下では、このような考察をもとに、1990年の1.57ショックと、それをめぐる女性運動の対応を考察してみよう。そして最後に、人口問題の問い合わせたのどこが、女性問題と対立してしまうのかを、考えてみたい。

III 女性問題と人口問題

—1.57ショックをめぐって—

これまで見てきたように、日本において女性運動が人口問題に言及するときのイシューは、戦前戦後を通じて、「人工妊娠中絶」に集中していたということができる。もちろん、避妊や子どもの数、あるいは人口の高齢化等の問題に対しても、女性運動は発言をしてきている。けれども戦前においては、産児制限が「公認」されておらず、「墮胎」も刑法において禁止されていたことから、戦後においては「優生保護法改正問題」が、女性の自己

決定権を否定する形で何回も浮上してきたことから、女性運動は「人工妊娠中絶」の問題に焦点をあてざるをえなかったのだといえよう。印象的ないいかたをすれば、人口問題が浮上するとき、女性たちは人工妊娠中絶を安全に合法的に受けられるかどうかという問題に直面させられてきたのであり、自らの身体を賭け金として人口問題に直面させられてきたのである。人口問題とは、女性運動にとって、それほどにも「血なまぐさい」歴史であったのである。1.57ショックにおける女性運動の反応は、このような背景なしには、十分理解することはできない。

むろん今回の1.57ショックにおいては、「優生保護法39条」（受胎調節実地指導員に避妊医薬品販売を認めるもの）の延長に関し、出生率低下を理由に難色を示す意見が出たものの²⁶⁾、直接に「優生保護法改正問題」が浮上することはなかった。それは、人口減少の危機が何度か叫ばれた戦後において初めてのことといってよい。その背景には、過去2回の「改正」問題がいずれも女性運動からの強い反対運動によって失敗したという経緯があることは疑いえない。けれどもそれにもかかわらず、女性運動の側には、政府や厚生省が人工妊娠中絶を規制する政策に出るのではないかという強い懸念が消えてはいない。たとえば丸本百合子は、次のように述べている。「(優生保護法の改正が女性たちの反対により失敗に終わると)、それでその次には、あからさまな法改訂ではなくて、非常に見えにくい形で、産ませる政策が出てくるのです。1989年12月18日、厚生省公衆衛生審議会優生保護部会は、厚生大臣の諮問に対して、優生保護法によって定められている人工妊娠中絶が認められる時期を、現行の満23週以前から2週間短縮して22週未満とするという答申を提出し、この答申を受けたとして、1990年3月20日に、翌年度からこれを実施するとの次官通達が出されました。女性の50団体や家族計画連盟など各界から、慎重審議を望む声があがっていたのも全て無視し、たった3時間の形式的な審議で強引に出された答申に基づく通達なのです」。そして丸本は、今回の1.57ショックと人工妊娠中絶可能期間の短

縮を、同じ「出生率低下に危機感を持った部分からの圧力」によるものと位置づける²⁷⁾。このような丸本の論には、出生率低下問題が過去必ず「優生保護法改正」問題と関連させられてきたことに基づく強い警戒心を見いだすことができる。

しかし、このような懸念はいまだ強いものの、今回の1.57ショックにおける女性運動の議論の方には、「優生保護法改正」問題を離れる余地を得たためか、以下のような特徴があったということができよう。第1に、単に人口問題・人口政策を否定するのではなく、問題そのものに即して問題を把握し直そうとする方向が広範に生じたこと、第2に女性が子どもを産める社会環境にするために何が必要かを議論する方向がかなり強く出されたことである。もちろん、過去においてもそのような議論は多くなされてきている。けれども、こうした議論は「優生保護法改正」問題のなかでは、「改正に反対する論拠」として行われざるをえなかつたのであり、こうした状況では有効な議論は難しかつたのである。

まず、第1の点について。多くの女性問題の識者や運動体は、「いつ、何人、子どもを産むか、あるいは産まないか」というのは、女自身の意思で決定する自己決定権、すなわち基本的人権」であるということを主張し、その論拠に基づいて「多子の奨励」「出産奨励」は「人権侵害」であると批判している。そのうえで、現在問題にされている出生率低下に関して、それが本当に問題なのかということを、以下のような多様な観点から、問い合わせている。(1)人口問題は地球規模で考えるべきもので、民族単位国家単位で考えるべきではない(ナショナリズム批判)、(2)日本の高齢化社会が問題なのは人口問題だけの問題なのではなく、日本の家族制度や福祉制度の問題にむしろ帰着する(日本型福祉批判)、(3)少子化が子どもに悪影響を与えていているのではなく、子育てを女性のみに負わせていることが、子どもを人間関係から切り離している(子どもの家庭と学校への閉塞化批判)。次に、第2点について。同様に多くの女性問題識者や運動体は自己決定権を前提にしつつも「産みたい女性が産める環境がないこと」を問題として

認識し、産める社会環境の整備を提起している。それらは、男女平等政策、住宅事情、労働時間労働環境、育児休業法、保育施設の拡充、両性の子育ての平等分担意識の確立、受験戦争の緩和、地域社会の再建、環境問題の改善、自然を残す環境づくり、障害者差別の是正、福祉制度の拡充等、実に多項目にのぼっている²⁸⁾。

以上、今回の1.57ショックをめぐる議論を概括した。これらの考察から、以下では女性問題と人口問題の関連性について私見を述べることにしたい。女性問題と人口問題は、まったく異なる問題でありながら、女性のみが子どもを産むことにより、しばしば興味深い関連性をもって議論されてきた。どのように子どもを産むかということは、女性個人の生活のありかたを決定的に規定してしまう。そして女性をひとくくりにする社会においては、多くの女性の生きかたがあらゆる女性に枠として要求されることになる。このようなことから、女性問題は必然的に、「子どもを産む」ことについて、多くの議論を重ねてきた。他方、女性の子どもの産みかたは、人口の増減の重要な要因のひとつであり、必然的に人口問題に関連してしまう。人口問題の解決が人口を政策的にコントロールする人口政策に求められる限りにおいて、それは当然女性の子どもの産みかたそのものを政策変数としてコントロールすることにつながる。すなわち「人口問題の観点からして女性はもっと子どもを産むべきだ」等の議論がなされることになる。それは必然的に、女性問題の議論の領域と重なり合ってしまうことになる。女性問題と人口問題の連携や対立は、このようなことから生じてきたのである。

けれども70年代半ばにおいて、「リプロダクティブ・フリーダム」の思想が日本の女性運動においても広範な支持を得るようになった。「リプロダクティブ・ライト」は個人がもつべきであり、国家等が政策的に介入するべきことではないという考え方かたが強くなってきたのである。この思想は人口問題という問いの立てかたに対し、人口そのものをコントロールする人口政策を、人口問題の解決の手段とするべきではないという規範をつき

ついている。「国は生れた子どもの数、出生率、あるいは人口増加率に応じた経済計画なり福祉計画を立てて、人口という分母が変わったら変わったなりの行政をするべき」²⁹⁾なのであり、人口そのものをコントロールする人口政策は「人権侵害」であると規定する。すなわち、「リプロダクティブ・ライト」を個人の基本的人権として提起する思想は、人口問題の解決のためになしうる政策変数を、より狭く定義しようとする思想であるということができるだろう。「リプロダクティブ・ライト」を個人の権利として保障する限り人口問題は、「女性の子どもの産みかた」の是非という、女性問題と対立する論点を生じさせることなく、女性問題と両立しうるのである。1.57ショックにおける女性運動側の議論の特徴は、このようなことから生じているといえるのではなかろうか？

けれども、1.57ショックにおける国側の対応には、女性運動側がこのような考え方を確立してきたことに対する十分な理解があったとはとうてい思えない。むろん、現行法のもとにおいては「リプロダクティブ・ライト」は確立されておらず、したがって人口問題を人口そのものをコントロールする人口政策によって解決しようとする議論も当然のように横行している。そのことが、人口問題と女性問題を対立させ、出生率低下を問題にする議論のすれ違いを生んでいると思われる。

注

- 1) 「女人の権利と性」実行委員会編『女はなぜ子どもを産まないのか』、労働旬報社、1991年、4頁。
- 2) 萩野美穂「人工妊娠中絶と女性の自己決定権」原ひろ子、館かおる編『母性から次世代育成力へ』、新曜社、1991年、138頁。
- 3) 折井美耶子「解題」同編『資料 性と愛をめぐる論争』、ドメス出版、1991年、285頁。
- 4) 萩野美穂、前掲論文。
- 5) 折井美耶子編、前掲書、133-141頁。
- 6) 同上、145頁。

- 7) 同上、173-179頁。
- 8) 同上、165頁。
- 9) このマルサス人口論の墮胎論争への導入は、岡田幸子によってなされたという。人口問題が社会の大問題として取り上げられるきっかけとなったのは1918年の米騒動であった（岡崎）というから、女性運動側の議論はそれに先立つことになる。鈴木尚子編『資料 戦後母性の行方』、ドメス出版、1985年、34頁。岡崎陽一『現代日本人口論』、古今書院、1987年、27頁。
- 10) 鈴木尚子編、前掲書、35頁。
- 11) 折井編、前掲書、192頁。
- 12) 同上、38-44頁。
- 13) 同上、47-51頁。
- 14) 萩野美穂、前掲論文、115-119頁。
- 15) 同上、119頁。またこの経過については、上野輝将「出産をめぐる意識変化と女性の権利」女性史総合研究会編『日本女性生活史』第5巻、東京大学出版会、1990年、も参照のこと。
- 16) 上野輝将、前掲論文、105頁。
- 17) この経過に関しては、江原由美子「リブ運動の軌跡」（『女性解放という思想』、勁草書房、1985年）を参照のこと。
- 18) 上野輝将、前掲論文、108頁。
- 19) 人口問題審議会・厚生省大臣官房政策課・厚生省人口問題研究所編『日本の人口・日本の家族』、東洋経済新報社、1988年、46頁。
- 20) 青木やよひ編『誰のために子どもを産むか』、オリジン出版センター、1985年、15頁。なおこの本は1976年に出版された同名の本を編集しなおして出版されており、引用した言葉は、1976年の初出においてすでにあったものである。
- 21) 同上、4頁。
- 22) 上野輝将、前掲論文、125頁。
- 23) 「女人の権利と性」実行委員会編、前掲書、55頁。
- 24) 青木やよひ編、前掲書、271頁。
- 25) 同上、272頁。しかし青木は、人口問題と人口問題の解決のためにとられる人口そのものをコントロールする人口政策については、明確には区別していない。
- 26) 「女人の権利と性」実行委員会編、前掲書、15頁。
- 27) 同上、16-18頁。
- 28) 同上。
- 29) 同上、56頁。

(えはら・ゆみこ 東京都立大学助教授)